

07-認シス第 1540 号
2007 年 9 月 20 日

マネジメントシステム認証機関 各位

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB MS101-2007「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」に係る要求事項の一部変更について

本協会は、JAB MS101-2007 9.1.5 の「複数サイトをもつ組織の審査」に関する要求事項を下記のとおり変更し、該当要求事項に係る認定基準として適用します。

記

1. 要求事項変更の経緯

2007 年 4 月に開催された IAQG (International Aerospace Quality Group) メルボルン会議において当該要求事項の変更が決定された。

これに伴い、今般、航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC : Japan Registrar Management Committee)から、本協会に対して認定基準の該当要求事項の変更について要請があった。

細部は、添付 JRMC 依頼文書 参照

2. 要求事項変更の内容

現 行 :

9.1.5 同一の認証範囲にある複数サイトを持つ組織に対する審査は、認証文書の発行に先立ち、全サイトを審査しなければならない。サーベイランス審査あるいは再認証審査により、同一の認証範囲にあるすべてのサイトが認証文書の有効期限内に審査されなければならない。また、いくつかの複数サイトを持つ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。【SJAC 9010 8.2.3】

新 規 :

9.1.5 同一の認証範囲にある複数サイトをもつ組織に対する審査の頻度(訪問の頻度)は、次によらなければならない。【JRMC 07-019】

9.1.5.1 二つ以上のサイトをもつ組織で、JAB R 300-2006 付属書3「多数サイト審査登録」に定めるサンプリング適用の基準を満たさない組織の場合は、初回認証審査、サーベイランス審査及び再認証審査のつど、すべてのサイトを審査(訪問)しなければならない。

9.1.5.2 二つ以上のサイトをもつ組織で、JAB R 300-2006 付属書3「多数サイト審査登録」に定めるサンプリング適用の基準を満たす組織の場合、審査の頻度（訪問の頻度）は、次によらなければならない。

a) 初回認証審査

本部又は主たる事務所とすべてのサイトは、認証の決定及び認証文書の発行前の初回審査で、完全な JIS Q 9100 の要求事項に基づき審査されなければならない。

b) サーベイランス審査

本部又は主たる事務所と約 1/2 の複数サイトについては、3 年間の認証サイクルの最初の年に審査されなければならない。本部又は主たる事務所と最初の年に審査されなかった（残りの）すべての複数サイトについては、3 年間の認証サイクルの 2 年目に審査されなければならない。

サーベイランスの頻度が、年 1 回以上（例えば 6 か月ごとなど）の場合、サーベイランス計画は、各々のサイトが、認証有効期間の最初の 2 年間で行われるサーベイランス審査で少なくとも 1 回は完全な JIS Q 9100 の要求事項に基づき審査するよう計画されなければならない。

いくつかの複数サイトをもつ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。

c) 再認証審査

再認証審査において、本部又は主たる事務所とすべてのサイトは、3 年間の認証サイクルの 3 年目に審査されなければならない。

本部又は主たる事務所とすべてのサイトの審査結果は、再認証の決定において考慮されなければならない。

3. 適用期日及び要領について

(1) 適用日

適用日は、本通知文書の公開日とする。

(2) 本変更に伴う移行完了期限

本変更への移行完了期限日は、2008 年 6 月 30 日とする。

したがって 2008 年 7 月 1 日以降の現地審査（訪問）は、前 2. に定める新規の要求事項を満たさなければならない。

以上

添付文書：JRMC 07-019 SJAC9010C「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項」の一部変更に関する、JIS Q 9100 認証機関への通知依頼